

# 平成30年度 旅行商品造成支援事業

【いばらき・とちぎ魅力発信事業費】

## 茨城・栃木旅行商品造成支援事業 助成金＜送客助成＞

### ■ 概要

要件	(1) 茨城空港発着の航空便利用(片道可) (2-1) 茨城県と栃木県どちらか一方の県内に1泊以上、かつ 宿泊のない県内で食事1回以上 (2-2) 茨城県、栃木県の両方の県内において1泊以上 (3) 募集型企画旅行商品であること、又は1旅行商品あたりの参加者が20名以上(実績)の受注型旅行商品であること (4) 協議会指定のアンケートを実施すること など
助成額	(2-1) の場合は、ツアー参加者1名につき5千円を助成 ただし、1旅行商品につき50万円を限度とする  (2-2) の場合は、ツアー参加者1名につき8千円を助成 ただし、1旅行商品につき80万円を限度とする

## いばらき・とちぎ修学・研修旅行 支援事業助成金＜送客助成＞

### ■ 概要

要件	(1) 茨城空港就航先を起点とし、学校関係者(児童・生徒、教員等)を参加者とした、学校教育活動の一環として行われる修学旅行、研修旅行、クラブ活動、オープンキャンパス、教員等の教育活動を目的とした旅行 (2) 参加する学校関係者が10名以上(実績)の旅行であること。 (3) 茨城空港発着の航空便を利用(片道可) (4) 茨城県内又は栃木県内に1泊以上 (5) 両県それぞれを1箇所以上周遊すること(ただし、会長が指定する旅行について例外あり。) など
助成額	参加する学校関係者1名につき8千円、1団体につき16万円を限度とする

# 平成30年度 旅行商品造成支援事業

【漫遊いばらき観光キャンペーン事業費】

<b>全事業 共通助成 要件</b>	(1) 旅行業法第3条に基づく登録を受けている旅行者であること (2) 平成31年3月31日までにツアーを実施（年末年始を除く） (3) 新規性・独創性の高いツアーであること、継続性があること (4) 同テーマの商品造成の取組を継続的に実施していく方針・熱意を持っていること（今回のみの取組にならないこと） (5) 協議会が指定するアンケートを実施すること (6) 国、県その他の団体等からツアーの造成に関する助成等を受けていないこと
----------------------------	--

< 茨城県外を発地とする1泊2日以上旅行商品の場合 >

## ①泊まろういばらきバスツアー造成支援事業<送客助成>

## ②いばらき歴史浪漫体感ツアー造成支援事業<送客助成>

要件	(1) 茨城県外を発地とした旅行商品であること (2) 茨城県内に1泊以上する募集型企画旅行商品であること (3) 1旅行商品あたり15名以上の送客があること
助成額	(1) 茨城県の近隣都県（福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）以外を発地とした旅行商品 ・ツアー参加者1名につき5千円（1商品あたり上限40万円） ※1営業所につき3商品まで申請可能 <b>【加算】</b> 茨城県内での体験型観光の料金合計が、参加者1名あたり1千円(税込)以上である行程の場合 ・ツアー参加者1名につき1千円（1商品あたり上限8万円）

要件	(1) 茨城県外を発地とした旅行商品であること (2) 茨城県内に1泊以上する募集型企画旅行商品であること (3) 行程内で、茨城県内の歴史的観光資源のうち、3箇所以上立ち寄ること (4) 1旅行商品あたり15名以上の送客があること
助成額	(1) 茨城県の近隣都県（福島県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）を発地とした旅行商品 ・ツアー参加者1名につき3千円（1商品あたり上限24万円） (2) 茨城県の近隣都県以外を発地とした旅行商品 ・ツアー参加者1名につき5千円（1商品あたり上限40万円） ※1営業所につき3商品まで申請可能 <b>【加算】</b> ①茨城県内のバス事業者を利用した場合 ・ツアー参加者1名につき1千円（1商品あたり上限8万円）

# 平成30年度 旅行商品造成支援事業

【漫遊いばらき観光キャンペーン事業費】

全事業 共通助成 要件	(1) 旅行業法第3条に基づく登録を受けている旅行者であること (2) 平成31年3月31日までにツアーを実施（年末年始を除く） (3) 新規性・独創性の高いツアーであること，継続性があること (4) 同テーマの商品造成の取組を継続的に実施していく方針・熱意を持っていること（今回のみの取組にならないこと） (5) 協議会が指定するアンケートを実施すること (6) 国，県その他の団体からツアーの造成に関する助成等を受けていないこと
-------------------	---

< 茨城県内宿泊者向けの県内周遊旅行商品の場合 >

## ③いばらきの朝夜再発見ツアー造成支援事業 <宿泊者向けオプションツアー助成>

要件	(1) ツアーの発着地が茨城県内であり，ツアー対象者が茨城県内の宿泊施設を利用する宿泊者であること (2) ツアーの立寄地が1箇所以上であり，かつ，全て茨城県内であること (3) 朝(4:00~9:00想定)，夜(18:00~22:00想定)に体験できる観光素材等が行程に入っていること (4) ツアーのテーマ内容として，「絶景」，「アクティビティ」，「イベント」，「食」，「地酒」のいずれかとする
助成額	(1) 1商品あたり，ツアーバス等代金の3/4を加算（上限100千円）